

宮城県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下、「国要綱」という。)、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。)、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。)、宮城県産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)実施要領(平成28年5月13日付け農園環第117号通知。)に基づき、取組主体が行う産地生産基盤パワーアップ事業に要する経費について、間接補助事業者等にあつては市町村、地域農業再生協議会長及び宮城県農業再生協議会長(以下、「地域協議会長等」という。)に、それ以外の取組主体にあつては当該取組主体に対し、予算の範囲内において産地生産基盤パワーアップ事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業及び補助率又は補助額は、別表のとおりとする。

(間接補助事業等)

第3 第1に規定する取組主体が実施する間接補助事業等に対する補助金の交付は、原則として、主たる実施地区が属する地域協議会長等の申請に基づき行うものとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明

らかでない場合にあつては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画（別記様式第1号別添1）
- (2) 産地パワーアップ計画書（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
- (3) 施設設置等にあつては実施設計書
- (4) 市町村又は地域協議会にあつては補助金の交付に関する規則等
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別添2）
- (6) 納税証明書（全ての県税）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 交付決定前に着手する場合にあつて、取組主体から交付決定前着手届が提出された地域協議会長等は、収益性向上対策及び生産基盤強化対策のうち基金事業においては別記様式第10号により、収益性向上対策及び生産基盤強化対策のうち整備事業においては国要綱別記2の第10の6に定めるとおり知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、別記様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。ただし、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもってこれにかえることができる。

（事業遂行状況報告）

第6 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、別記様式第5号により作成し、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号（概算払請求）をもってこれにかえることができる。

2 知事が前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該補助金の遂行状況報告書を求めることができる。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助金実績報告書の様式は、別記様式

第6号によるものとする。なお、補助事業の一部が完了したときも、同様とする。

- 2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助金実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績（別記様式第6号別添）
 - (2) 産地パワーアップ計画書（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
 - (3) 施設設置等にあつては出来高設計書
 - (4) 整備事業及び農業機械等の導入にあつては財産管理台帳の写し及び国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し
 - (5) 取組主体から提出のあつた実績報告書兼請求書及び添付書類の写し
 - (6) 市町村にあつては補助金調書
 - (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第8 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金を交付したときは、交付の申請をした者に対して、別記様式第8号により支払額を通知するものとする。

（事業確認の責務）

第9 地域協議会長等は、間接補助事業等を行う取組主体の事業が適正に遂行されるよう指導するとともに、その出来高状況について確認しておくものとする。

（補助金の交付）

第10 補助金の交付を受けた地域協議会長等は、間接補助事業等を行う取組主体に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

（補助金の管理）

第11 地域協議会長等は、知事から交付された補助金について、他の事業に係る経理と区分して管理するものとする。

- 2 地域協議会長等は、補助金を本事業に係る補助金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 3 地域協議会長等は、第1項の補助金から交付した取組主体ごとに補助金の

交付対象となった取組の収支を明確にしておくものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 第 4 第 2 項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第 7 第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第 4 第 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第 9 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日から速やかに、同様式により知事に報告しなければならない。

(額の再確定)

第 13 額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第 7 の規定に準じて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合には、規則第 1 3 条の規定に準じて改めて額の確定を行うものとし、すでにその額を超える補助金を交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第 14 規則第 2 1 条第 2 号の規定により処分の制限を受ける財産は、1 件当たりの取得価格が 5 0 万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第 15 規則第 2 1 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号。最終改正平成 2 2 年 3 月 3 1 日付け財務省令第 2 0 号。以下、「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号)第 2 2 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 2 0 年 5 月 2 3 日付け 2 0 経第 3 8 5 号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第 16 取組主体は、第 15 の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出及び経由)

第 17 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由し、地方振興事務所長又は地域事務所長はその写しを保管するものとする。

(その他)

第 18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 12 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正前のこの要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 6 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金

に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正前のこの要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月24日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正前のこの要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月26日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。
- 3 改正前のこの要綱に基づく事業については、なお従前の例による。